

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

| | |
|--|------------------------|
| 調達件名 | 「札幌いま・むかし探検ひろば」等総合管理業務 |
| 発注課 | まちづくり政策局 空港活用推進室 空港担当課 |
| 選定事業者 | 札幌丘珠空港ビル株式会社 |
| 随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） | |
| <p>1 「札幌いま・むかし探検ひろば」管理業務、利用促進策の実施及び施設内設置物更新・補充業務について</p> <p>札幌丘珠空港ビル株式会社は、札幌丘珠空港ビルを所有・管理している会社である。空港内は高度なセキュリティの確保が必要な施設であることから、同社は当該ビルの開館時間内には必ず職員又は警備員を常駐させている。</p> <p>「札幌いま・むかし探検ひろば」の管理、利用促進策実施及び施設内設置物更新・補充についても、高度なセキュリティの確保のためには、館内他施設との一体的な警備の下で行う必要があることから、当該施設の管理業務を行える業者は同社のみである。</p> <p>2 「札幌丘珠空港運航情報モニター」管理業務について</p> <p>札幌丘珠空港運航情報モニターに表示する運航情報データは、札幌丘珠空港ビル株式会社が各航空会社から提供を受けて作成し、空港内のモニターで表示しているデータを活用するシステムとなっているため、本業務を行うことができるのは同社のみである。また、同社はモニターを設置している栄町駅交通広場の近傍に所在していることから、故障などトラブルが発生した際に迅速に対応が可能である。</p> <p>以上、1，2のどちらも、業務を適切に実施できる者は、札幌丘珠空港ビル株式会社以外には存在しない。そのため、本契約の相手方は当該業者に特定され、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、特定による随意契約を行うこととしたい（地方自治法施行例第167条の2第1項第2号該当）。</p> | |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 決定日 | 令和5年3月28日 |